

令和元年第 5 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和元年 1 2 月 4 日）

議第 1 4 3 号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり 0. 0 5 月分引き上げる。

※期末手当の算定方法：基準日（6 月 1 日又は 1 2 月 1 日）の給料月額× 1. 2 ×支給割合

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>3 0</u> 月 〔 6 月 : 2. <u>15</u> 月 12 月 : 2. <u>15</u> 月 〕	4. <u>3 5</u> 月 〔 6 月 : 2. <u>175</u> 月 12 月 : 2. <u>175</u> 月 〕	※ 令和元年度は、12 月期で調整 〔 6 月 : 2. <u>15</u> 月 12 月 : 2. <u>20</u> 月 〕

（令和元年度分は公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和 2 年度分以降については令和 2 年 4 月 1 日から施行）

議第144号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和元年10月10日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 行政職給料表を改定し、初任給及び若年層の給与月額を平均0.09%（318円）引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。
- 2 勤勉手当及び期末手当について、支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一般職員 (勤勉手当)	1. <u>85</u> 月 〔6月：0.925月〕 〔12月：0.925月〕	1. <u>90</u> 月 〔6月：0.95月〕 〔12月：0.95月〕	※ 令和元年度は、 12月期で調整 〔6月：0.925月〕 〔12月：0.975月〕
管理・監督職員 (勤勉手当)	2. <u>25</u> 月 〔6月：1.125月〕 〔12月：1.125月〕	2. <u>30</u> 月 〔6月：1.15月〕 〔12月：1.15月〕	※ 令和元年度は、 12月期で調整 〔6月：1.125月〕 〔12月：1.175月〕
任期付研究員・ 任期付職員 (期末手当)	3. <u>35</u> 月 〔6月：1.675月〕 〔12月：1.675月〕	3. <u>40</u> 月 〔6月：1.70月〕 〔12月：1.70月〕	※ 令和元年度は、 12月期で調整 〔6月：1.675月〕 〔12月：1.725月〕

(1及び2(令和元年度分に限る。))は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、2(令和元年度分を除く。)は令和2年4月1日から施行)

議第 1 4 5 号 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：行政管理課]

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の 5 条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 2 岐阜県税条例
- 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例
- 4 岐阜県総務関係手数料徴収条例
- 5 岐阜県使用済金属類営業に関する条例

(公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行)

議第 1 4 6 号 岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：文化伝承課]

- 1 社会教育に関する県立教育機関（※）に関する事務を教育委員会から知事部局へ移管する。

※美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋

- 2 1 に伴い、次の 6 条例について所要の規定の整理を行う。
 - (1) 岐阜県職員定数条例
 - (2) 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例
 - (3) 岐阜県博物館条例
 - (4) 岐阜県美術館条例
 - (5) 岐阜県現代陶芸美術館条例
 - (6) 岐阜県図書館条例

(令和 2 年 1 月 1 日から施行)

議第 1 4 7 号 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例について

[担当課：関ヶ原古戦場整備推進課]

- 1 関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することにより、関ヶ原古戦場を核とした広域観光の推進を図り、もって地域の発展に寄与するため、関ヶ原町に岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下「記念館」という。）を設置する。
- 2 記念館は、次の事業を行う。
 - (1) 関ヶ原の戦いに関する理解の増進に関すること。
 - (2) 関ヶ原の戦いに関する資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
 - (3) 関ヶ原古戦場の魅力の発信に関すること。
 - (4) 記念館を利用する者への便宜の供与に関すること。
 - (5) その他記念館の設置の目的を達成するために必要なこと。
- 3 記念館の入館料は、次のとおりとする。

区 分		金額（1人につき）
高校生、大学生 及びこれらに準 ずる者	個人	300円（1年を通じて利用 する場合は、800円）
	団体（20人以上に限る。）	240円
その他の者	個人	500円（1年を通じて利用 する場合は、1,200円）
	団体（20人以上に限る。）	400円

※特別の企画により資料を展示する期間の入館料の額は、1人につき1,500円の範囲内で知事がその都度別に定める額とする。

※中学生以下の者及び文化の日に入館する者の入館料は、無料とする。

- 4 記念館の運営に関し知事の諮問に応ずるとともに、知事に対して意見を述べる附属機関として、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会を置く。
- 5 その他岐阜関ヶ原古戦場記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。
(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

議第148号 岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：道路建設課]

道路構造令の一部改正に鑑み、県道の構造の技術的基準について、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある道路（自転車道（※1）を設置する道路を除く。）には、原則として、自転車通行帯（※2）を設置する。
※1 原則、幅員2メートル以上。縁石等の工作物により分離
※2 原則、幅員1.5メートル以上。路面に表示
- 2 自転車道の設置要件に、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であることを追加する。

(公布の日から施行)

議第149号 岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例について

[担当課：下水道課]

- 1 県に流域下水道事業を設置し、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用する。
- 2 流域下水道事業として行う事業は、木曾川右岸流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理とする。
- 3 経営の基本原則その他必要な事項を定める。
- 4 1に伴い、岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理基金及び岐阜県流域下水道特別会計を廃止する（岐阜県積立基金条例及び岐阜県特別会計設置条例の一部改正）。

(令和2年4月1日から施行)

議第150号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：建築指導課]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、建築士法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	改定前	改定後
2級建築士木造建築士免許手数料	1件につき 19,300円	1件につき 24,400円
2級建築士木造建築士試験手数料	1人につき 17,900円	1人につき 18,500円

(令和2年3月1日から施行)

議第151号 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例について

[担当課：住宅課]

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

議第152号 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する
条例について

[担当課：警察本部生活環境課]

- 1 条例の目的を「公衆に対する迷惑行為の防止」から「県民、滞在者等に対する迷惑行為の防止」に改めるとともに、条例の題名を「岐阜県迷惑行為防止条例」に改める。
- 2 公共の場所又は公共の乗物に加え、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者に対する次の卑わいな行為を禁止する。
 - (1) 拒まれたにもかかわらず、身体に触れること。
 - (2) 下着等を見ること。
 - (3) (2)の目的でビデオカメラ等を設置し、又は向けること。
- 3 公衆浴場等に加え、住居、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所にいる者に対する次の卑わいな行為を禁止する。
 - (1) 衣服等の全部又は一部を着けない状態である姿を見ること。
 - (2) (1)の目的でビデオカメラ等を設置し、又は向けること。
- 4 特定の者に対する、執ように、又は反復して行われる次の嫌がらせ行為を禁止する。
 - (1) 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - (2) 行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
 - (3) 名誉を害する事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
 - (4) 性的羞恥心を害する事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
- 5 1に伴い、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例について、所要の規定の整理を行う。

(令和2年4月1日から施行)

議第153号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町徳山字磯谷1013番1ほか84筆
- 2 取得予定面積 20,491,141.83平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、20,329,187.92平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、585,140.66平方メートル））
- 3 所有者 北村公治ほか6名
- 4 取得予定金額 82,927,394円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	9筆	16.2ha	16.2ha	0.09%
持分取得する山林	76筆	2,032.9ha	58.5ha	0.33%
合計	85筆	2,049.1ha	74.7ha	0.42%

↓
既取得割合（91.41%）を加えると、91.84%
（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

※ { 筆数：今回取得する土地の筆数
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第154号 損害賠償の額を定めることについて

[担当課：警察本部監察課]

平成28年7月22日、公務のため県有小型特種自動車を松野真志が運転中、路上に横臥していた男性（安八郡神戸町在住）と衝突し、同人が死亡した事故について、県は、同人の妻及び子3名に対する損害賠償の額を、金43,494,243円と定めるものとする。

議第155号 指定管理者の指定について

[担当課：産業技術課]

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
構成員
東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
大阪府大阪市中央区淡路町3丁目6番13号
株式会社コングレ
羽島市正木町須賀544番地の17
カワボウテキスチャード株式会社
大垣市小野4丁目35番地10
グレートインフォメーションネットワーク株式会社
東京都港区芝4丁目11番3号
グローブシップ株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第156号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

岐阜県百年公園（博物館に係る部分を除く。）に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 昭和造園土木・名岐サービスJVグループ
構成員
岐阜市雛倉794番地の1
昭和造園土木株式会社
羽島郡岐南町八剣2丁目45番地
株式会社名岐サービス
- 2 指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第157号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

各務原公園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市宇佐南3丁目6番20号
株式会社技研サービス
- 2 指 定 の 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第158号 当せん金付証票の発売について

[担当課：財政課]

- 1 発売総額 190億円以内
- 2 充当事業 市町村振興助成事業、教育文化施設整備事業、緑化推進事業、交通安全施設整備事業、地域国際化推進事業、文化行事等運営事業、高齢化少子化施策事業、地域情報化事業、芸術文化振興事業、災害対策・予防事業、地域経済活性化事業、社会貢献活動事業、環境保全・創造事業、調査研究・人材育成事業並びに東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会準備・運営事業
- 3 発売期間 令和2年4月から令和3年3月まで

議第159号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について

[担当課：医療整備課]

法人設立時に県から承継した土地の売却に伴い、所要の規定の整理を行う。

議第160号 公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

[担当課：医療福祉連携推進課]

- 1 理事の定数を次のとおり変更する。
【変更前】4人以内
【変更後】5人以内
- 2 理事には、学外者が2人以上含まれるようにする。

議第161号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター第3期中期目標の制定について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
周産期医療については、未熟児や重症妊産婦に対する高度な医療の提供など、総合周産期母子医療センターとしての機能を強化するとともに、胎児診断や胎児治療を実施すること。等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。等

議第162号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第3期中期目標の制定について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
がん医療については、新たに整備した高精度放射線治療装置などによる治療に加え、患者の就労も含めた相談支援の充実を図るなど、拠点病院としての機能を強化すること。 等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。 等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。 等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。 等

議第163号 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院第3期中期目標の制定について

[担当課：医療整備課]

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
高齢人口が多い地域性を踏まえた予防医療の推進、回復期機能の更なる充実等により、予防から治療、在宅復帰支援までの一貫した医療を提供するとともに、へき地医療拠点病院として診療所への医療支援の充実を図ること。等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。等
- 4 財務内容の改善に関する事項
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間の各年度の損益計算において、減価償却前収支の黒字化を達成し、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。等
- 5 その他業務運営に関する重要事項
働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。等

(専決処分の承認を求めるもの)

議第164号 令和元年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

(令和元年10月21日専決)

[担当課：財政課]

(単位 千円)

歳入歳出予算補正

○ 歳入	54,462
(補正額の内容)	
使用料及び手数料	14,340
国庫支出金	28,001
繰越金	12,121
○ 歳出	54,462
(補正額の内容)	
農林水産業費	54,462